

# 地域包括ケア病床のご案内

## ◇ 地域包括ケア病床とは

医療や介護が必要になっても地域で暮らし続けたい方への支援を行うことを目的とした病床です。急性期治療後のリハビリ・在宅復帰支援を行うほか、在宅・施設療養患者さんの増悪時の対応やリハビリを行い安定した療養生活の支援する役割もはたします。

### 地域包括ケア病床の対象者

- \* 在宅療養や施設入所されている方が急性疾患や急性増悪(肺炎・発熱・脱水・骨折など)で入院が必要となった方
- \* 急性期病院での治療後、退院を目指したリハビリが必要な方
- \* 誤嚥予防や、日常生活動作向上のためのリハビリが必要な方

入院期間 **60日**

症状が安定すれば療養病棟に転床していただきます。

また治療の為、療養病床から地域包括ケア病床へ転床していただく場合があります。

## ◇ 地域包括ケア病床の医療費について

地域包括ケア病床では、定められた入院料を算定します。

薬、注射、リハビリ、画像診断や簡単な処置にかかる費用は入院料に含まれています。

## ◇ 地域包括ケア病床の食事について

入院時生活療養		65歳未満	65歳以上	
		食費(1食につき)	食費(1食)	居住費(1日)
①	一般の方	360円	460円	320円
②	市町村民税非課税の世帯に属する方等	210円	210円	320円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方等	100円	130円	320円
④	②のうち、老齢福祉年金を受給している方	100円	100円	0円

※指定難病患者は上記内容と異なり、食費代も減額制度があり、居住費も負担無しとなります。



地域包括ケア病床についてのお問合せやご相談は地域連携担当窓口(浅見・福永)または受付までお尋ねください。

